

2023年8月17日

各 位

会 社 名 株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングス
代表者名 代表取締役社長 野 崎 秀 則
(東証スタンダード市場・コード番号2498)
問合せ先 取締役統括本部長 森 田 信 彦
TEL 03-6311-6641

株式会社エイテック 水管橋ドローン活用点検の実施について

このたび、当社グループの事業会社である株式会社エイテック（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：橘義規）では水管橋向けの点検ドローン『ガードドローン』を開発し、実橋梁で点検を実施いたしました。

水管橋の維持管理に関しては、令和3年10月に発生した和歌山市の水管橋一部崩落事故を受け、水道法施行規則第十七条の二が改正され、概ね5年に一回以上の点検が義務付けされました。さらに、『水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン（令和5年3月 厚生労働省）』では、“水管橋等[施行規則]の点検方法は、目視を基本とし、必要に応じて触診等も併せて実施する。目視に代わり、デジタル技術などにより目視と同等の状況把握ができる方法を用いることができる。”とされており、橋梁点検車やロボット、及びドローン等を活用することが望ましいとしています。※1

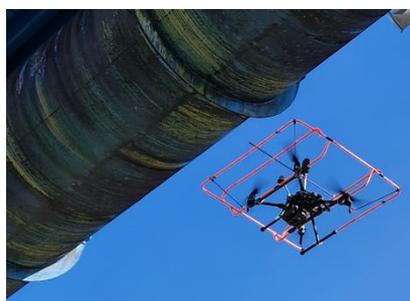
同社が開発したドローンは、対象物に対し50cmまでの近接飛行が可能で、近接目視と同等の状況把握が可能です。また、360°カメラによる動画撮影により損傷位置の特定が容易で、詳細調査や補修工事の際の場所の取り違えを防止できます。この点検ドローンを活用することで、従来からの点検手法である足場設置のおおむね8分1、ロープアクセスのおおむね2分1のコストで、目視と同等な点検が実施できることを確認しています（橋長120mの例）。

今後も水管橋の効果的な維持管理の実現にむけ、ドローンを活用した点検の実績を重ね、更なる創意工夫や研究開発を進めてまいります。

※1『水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン(令和5年3月 厚生労働省)』
P21（4）点検方法およびP49<推奨事項>より



【ガードドローン本体】



【撮影状況】



【搭載カメラ画像】

以上

<本資料に関するお問い合わせ先>
株式会社 エイテック
TEL : 03-6311-8151 FAX : 03-6311-8155
URL : <https://www.kk-atec.jp>
本社 事業管理室 藤野